

【指定検査機関】

鹿児島県における法定検査及び行政と連携した改善への取組

公益財団法人鹿児島県環境保全協会 事務局長 牧 浩一

1. 当協会の概要

当協会は、昭和 51 年に「社団法人鹿児島県浄化槽協会」として発足し、その後名称変更や検査部門の分離独立や再合併を経て、現在、県知事指定検査機関であり、製造業 11 社、工事業 421 社、管理業 82 社の会員を擁する組織となっている。

公益法人として「法定検査事業」「浄化槽普及啓発・適正化推進事業」「浄化槽機能保証事業」の 3 つの公益目的事業を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として活動している。

当協会の特徴として、保守点検・清掃業者の加入率がほぼ 100%であり、このことが浄化槽適正化や台帳整備、受検率向上等に大きく寄与している。

2. 鹿児島県の生活排水処理の現状

鹿児島県の汚水処理人口普及率は、令和元年度末で 81.9%と全国 37 位であり、うち下水道による汚水処理人口普及率は 42.4%だが、浄化槽による普及率は 36.7%と全国 2 位となっている。また、県都である鹿児島市を除く地域で見ると、汚水処理人口のうち 66.6%が浄化槽となっており、浄化槽が生活排水処理施設として重要なインフラとなっている。

県が策定した「かごしま生活排水処理構想 2019」では残りの未処理人口の大部分を浄化槽で整備することとしているが、そのためには約 30 万基の浄化槽のうち 1/3 を占める約 10 万基の単独処理浄化槽の合併転換が必要である。法定検査時の聞き取りから単独処理浄化槽使用世帯の 73%が 2 人以下の世帯となっており、検査員が合併への転換を勧奨しても、高齢の単身・夫婦世帯では「設置補助がいくらあっても維持管理費用が高くなるから転換しない」と言われることが多い。また、無管理や受検拒否となっている原因に経済的な理由が多くなっていると感じている。

3. 鹿児島県における 11 条検査の推移

本県では、7 条検査は、ほぼ 100%の受検率でこれまで推移してきたが、11 条検査については、11 人槽以上の浄化槽や官公署の浄化槽を主体に進めてきたことから受検率は一桁台で推移していた。受検率を上げるために平成 17 年度から 10 人槽以下の民間家庭槽の検査を行うこととし、浄化槽管理者の検査に対する信頼性向上、また、行政が指導を行う際の目安の一つである BOD を 11 条検査に導入して開始した。

10 人槽以下の浄化槽についても検査対象としたが、検査員増員が一挙にできなかったことから、住民に公平に受検いただきながら受検率を向上させるため、古いものから順番に 5 年間に 1 回受検していただくという方式で始め、5 年間で 100%の受検を目指した。その後、4 年に 1 回、3 年に 1 回とし、令和 2 年度からは効率化検査を導入し令和 5 年度までは移行期間として 4 年に 2 回の検査を行うこととしている。

本来毎年検査するべきところをこういう方式を取ったことで受検率は段階的な伸びとなっているが、全浄化槽に対する検査実施率は 90%を超えており、無管理や漏水などの行政指導対象の不適正浄化槽は改善されるまで毎年検査を実施していることから、住民の不公平感が少なく、行政指導対象をスクリーニングするという機能も損なわないような進め方であったと考えている。

4. 浄化槽台帳の整備と鹿児島県浄化槽事務取扱要領

法定検査を不公平なく実施するためには、検査台帳の整備は欠かすことができないものである。当協会では、平成17年の11条検査対象拡大時より保守点検・清掃業者の協力をいただき台帳突合作業を行ってきた。検査台帳は浄化槽ごとにIDを割り振ったものだが、業者台帳は請求等の関係で、契約者ごとにIDを振っている場合が多く100%の突合には困難を極め作業は現在も続いている。

今回の浄化槽法改正により、県に浄化槽台帳の整備が義務付けられたことから、鹿児島県は協会の検査台帳を県の浄化槽台帳とすることとした。

使用開始後も、管理者変更や使用休止・使用再開・廃止等、台帳は常に変化し続けるものであり、突合作業完了後も常に維持管理が必要である。そこで、効率化検査のために業者と協会、行政を結んだ「浄化槽情報共有システム」に電子申請機能を持たせ、「使用開始報告書」「管理者変更報告書」「使用休止（再開）届出書」「使用廃止届出書」等を浄化槽管理者からの委託を受け、保守点検清掃業者が地域振興局等（保健所）に出向くことなく電子データで提出できることとした。（現在月1,000件程度届出）

県は、効率化検査導入及び浄化槽法改正に合わせ、浄化槽事務取扱要領の改正を行い、台帳整備や浄化槽情報共有システム、電子申請等を明記した。

また、効率化検査導入に必須な保守点検・清掃記録の電子化と指定検査機関への送付等も明記されている。

5. 11条検査における効率化検査（基本検査・採水員検査）の導入

11条検査の受検率向上を図るため、県、鹿児島市、浄化槽推進市町村協議会、管理業二団体及び指定検査機関で検討を重ね、令和2年度から効率化検査を導入し検査手数料を引き下げることとした。

効率化検査の概要

目的：検査を効率化することにより受検率の向上を図るとともに、浄化槽法令の遵守状況を確認すること及び問題が認められた場合には、行政、浄化槽保守点検業者及び指定検査機関が一体となって早期に改善すること。

適用：11条検査で10人槽以下の浄化槽に適用する。

検査方式：4年を1サイクルとし、検査員による検査を4年に1回（合併処理浄化槽には基本検査導入）、採水員による検査を4年に3回とする。

検査手数料

5～10人槽	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
検査員による検査 (基本検査・ガイドライン検査)	5,000円	4,000円
採水員検査	3,000円	3,000円

鹿児島県の基本検査概要（環境省が推奨する検査方式）

- 合併処理浄化槽10人槽以下に適用する。
- 保守点検・清掃記録を電子化し「浄化槽情報共有システム」へ登録して検査機関に送付することにより、検査機関は「書類検査」を事前に行う。
- 書類検査で問題がなければ、外観検査項目を一部省略するが、水質悪化（点検時の透視度低下）等問題があれば、採水員検査の年度でも検査員が検査を実施する（採水員検査の年度の場合、検査手数料は採水員検査手数料）。
- 検査時に不具合があれば、ガイドライン検査を実施し、原因究明・改善提案を管理士や浄化槽管理者に対して行い改善を促す。また、必要があれば改善確認を行う。
- 緊急度・重要度が高い不具合については、行政に報告し、行政から改善指導を行う。
- 前年度行政指導を実施したもので、改善報告がない、または改善が不十分なものは翌年も検査員によるガイドライン検査とする（採水員検査の年度の場合でも、検査手数料は検査員による検査の手数料）。

6. 鹿児島県浄化槽指導監督要領

平成 17 年度の浄化槽法改正で行政の指導監督が強化されたことから、県では、指導監督業務を適正かつ円滑に遂行するため、鹿児島県浄化槽指導監督要領を策定し、それまで課題であった未受検者に対する指導、不適正浄化槽に対する改善指導、指導を要する業者に対しての立入指導等が県下統一的行われるようになった。

改善指導対象となる浄化槽（令和 2 年度改正以前）

- 2 年連続不適正の浄化槽
- 指定検査機関が早急に改善を要すると認めた浄化槽
- 保守点検・清掃を実施していない浄化槽
- 法定検査を受けておらず周辺住民から苦情があった浄化槽

業者に対しては、年間で工事・管理原因の不適正割合が 5%を超えた場合には工事業者・保守点検清掃業者を立入指導する内容も含まれ、業者の適正業務に関する意識向上にもつながった。そのため、保守点検清掃業者単位での研修依頼が増え、特に平成 30 年度から実施している性能評価型のカットモデルと現地での説明を組み合わせた研修は、内部構造と維持管理ポイントの理解向上につながり水質悪化に関する指摘が減少している。

そして、令和 2 年度からの効率化検査導入及び浄化槽法改正に合わせ、県は指導監督要領改正を行い行政指導をより強化した。

主な改正部分は以下のとおり

- 受検拒否者対策として、指導文書の文言を厳しくし、受検するまで継続して行政指導を続けることとした。
（今までは指導後受検しない場合、次は「勧告」「命令」となっており、ハードルが高く、1 度の指導のまま止まっていた。）
- 行政指導対象を、緊急度や重要度で 3 段階に分けたうえで指導方法に差を設け、大きな問題があるものへの改善指導を強化した。
- 特定既存単独処理浄化槽の項目を追加し、指導に併せて合併転換の必要性の周知・啓発により自主的な転換を促すこととした。

今回の改正により、今まで以上に要改善浄化槽の改善や受検拒否者の減少につながると期待している。

7. 鹿児島県における特定既存単独処理浄化槽

鹿児島県では、平成 17 年度の浄化槽法改正後、上記のように指導監督要領により問題のある浄化槽に対して指導監督を行っている。

同要領では、今回の法改正により示された特定既存単独処理浄化槽に相当する「そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの」の判定基準が含まれている。基準に該当すると判定された既存単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽）は除却等により合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促す必要があると判断される。

現在、本県で特定既存単独処理浄化槽と判断し、除却を求めている主なものは以下のとおり。

- ・ 本体が漏水しているもの（書類検査における漏水判断を含む）。
- ・ 構造上、設置上の不具合があり、放流 BOD が 120mg/L を超過しているもの。
- ・ 全ばっ気方式で著しく汚泥が流出しているもの。
- ・ 消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定常的に放流されているもの。

特定既存単独処理浄化槽と判断されるものは、指導監督要領により地域振興局土木建築課等からの指導となっており、保健所と権限移譲市町村には検査結果が送付される。つまり、浄化槽行政の権限移譲を受けていない市町村では特定既存単独処理浄化槽の情報を把握できない状況である。

特定既存単独処理浄化槽を除却し、合併処理浄化槽への転換もしくは下水道等への接続を促すには、市町村から合併転換等の勧奨が行われることが重要で、特定既存単独処理浄化槽の情報をすべての市町村に伝える必要がある。

現在、権限を移譲していない市町村への情報提供については対応を協議中である。

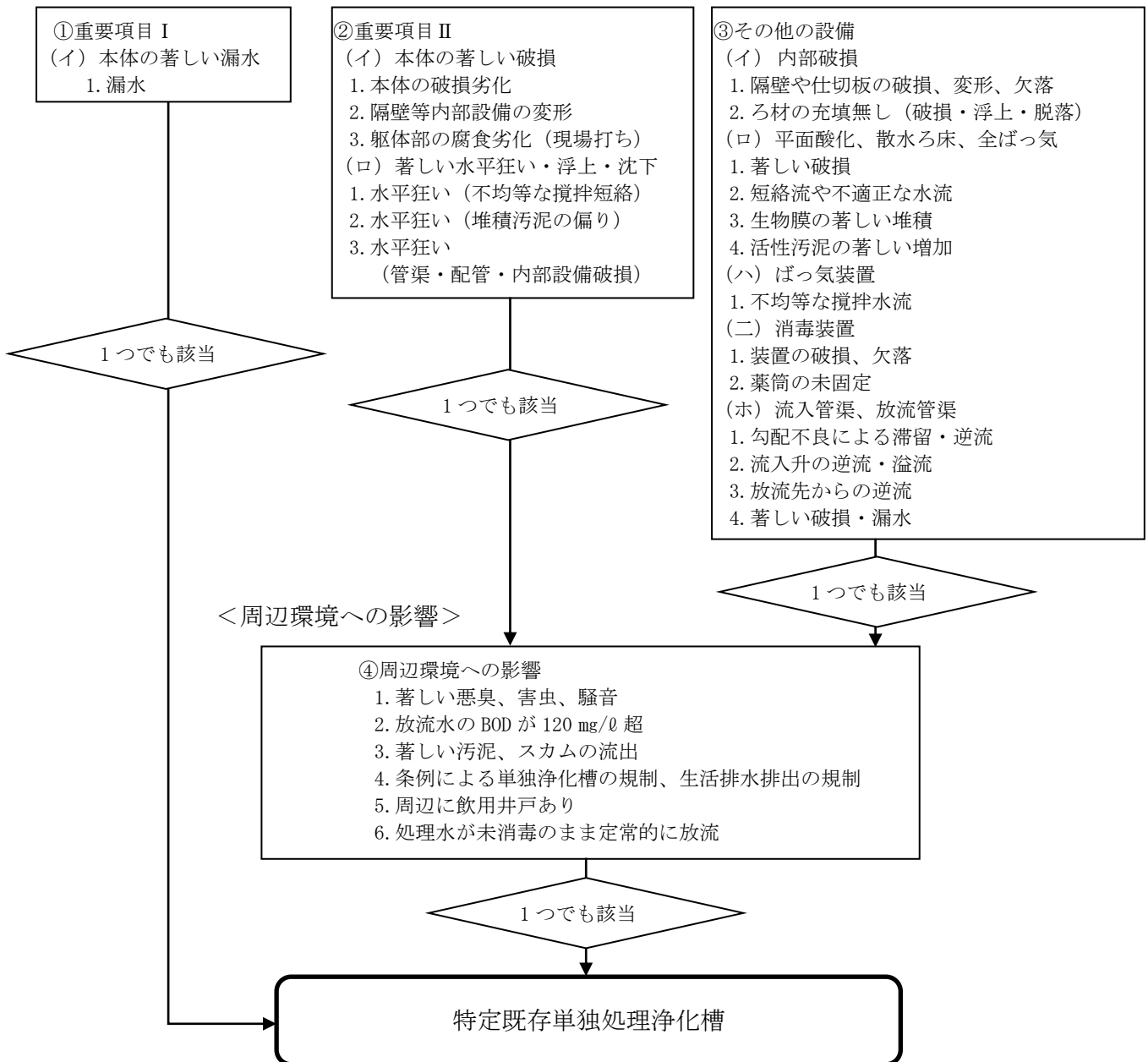
なお、行政指導対象のものは、浄化槽管理者に浄化槽の不具合状況を理解していただき改善を促すため、検査員が現地で撮影した写真と状況説明を記入した「詳細報告書」を作成して行政に報告し、行政は指導文書に詳細報告書を添付して指導を行っている。

鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽の判定フローと措置フロー及び詳細報告書例を以下に示す。

鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽の判定フロー

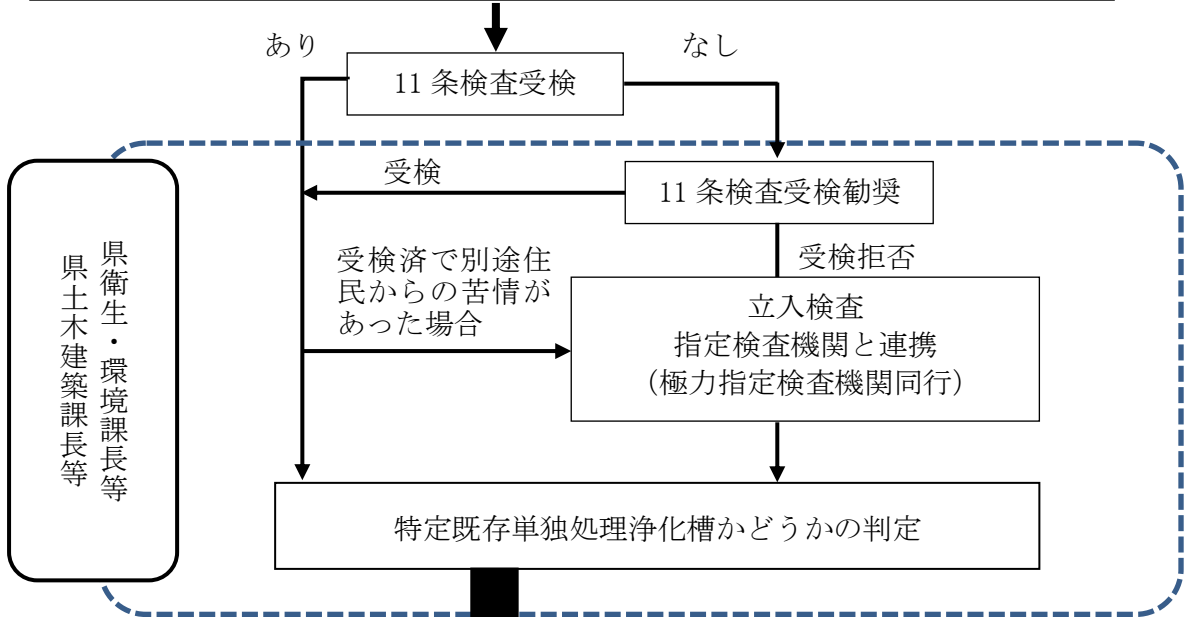
1 1 条検査結果より

<外形状況や性能状況>

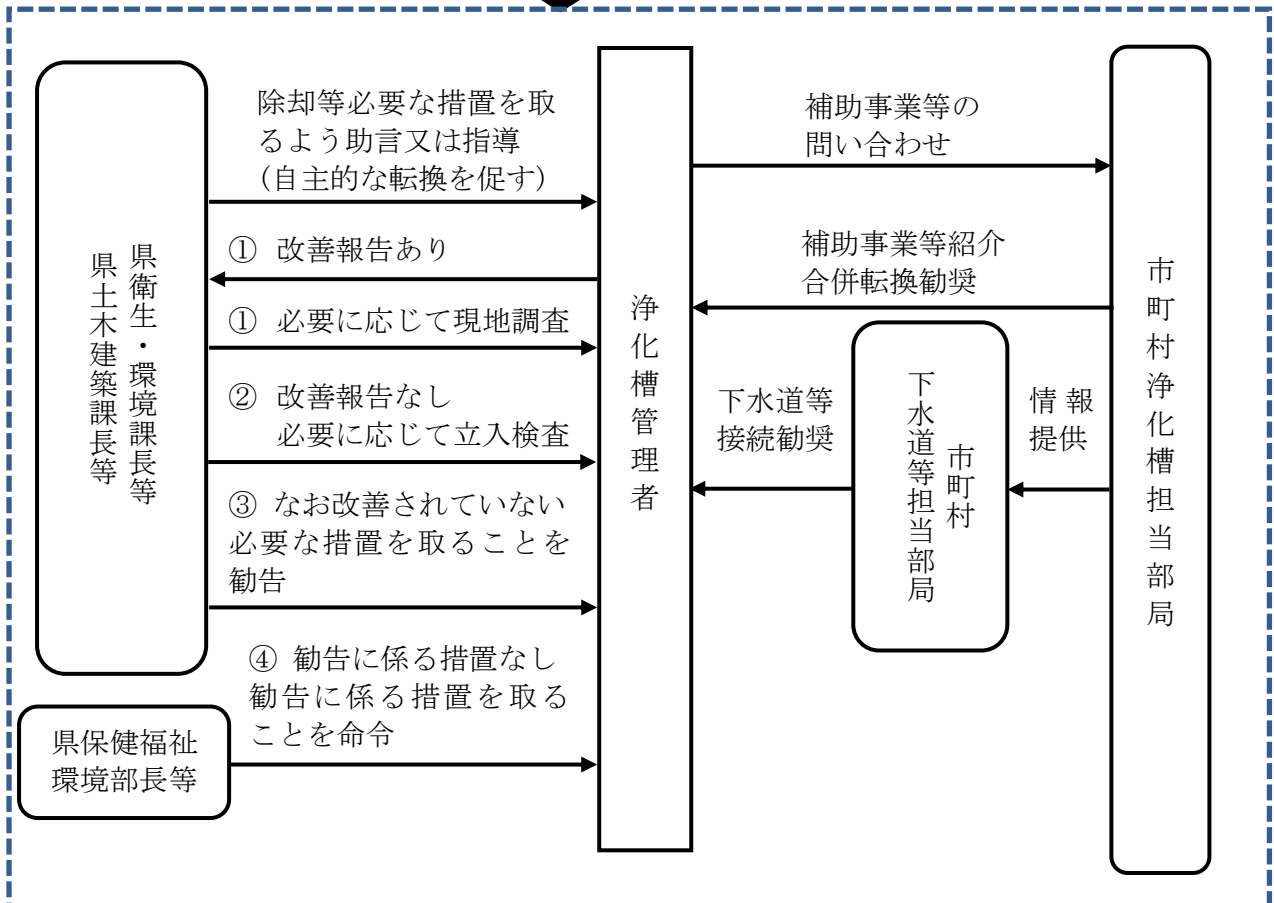


鹿児島県での個人管理特定既存単独処理浄化槽の措置フロー

問題のある恐れがある単独処理浄化槽の情報提供
 ・保守点検・清掃業者から・11条検査結果から・住民からの苦情等



特定既存単独処理浄化槽に該当



(参考) 様式第 11 号別添 (要領第 4 条関係)

法定検査結果詳細報告書

1 1 条検査

管理者コード	11-050-1986-****	年度	2020	浄化槽番号	*****
管理者名	*****				
管理者住所	*****				
設置場所住所	*****				
建物の名称	住宅				
処理対象人員	15 人槽	単独	EII-15		
設置年月日	1986 年				
検査員名	*****				
検査年月日	2020/6/26	処理目標水質	90 mg/l		
総合判定	ハ	BOD	7.5 mg/l		
指摘改善事項	所見 所見 1 土木 漏水 所見 2 衛生 送風機の故障、ばっ気停止 所見 3 特定既存単独処理浄化槽に該当				
前年度所見	(11 条検査) 前年検査日	2019/6/14	前年度判定	イ	前年 BOD 1.6mg/l
詳細状況					
浄化槽が漏水し、未処理の汚水が地下へ浸透している。					
接触ばっ気室、沈殿室水位低下の状況			越流ぜきより約 3.7cm 水位低下		
					
送風機 LP30A 設置 (故障ばっ気停止)			接触ばっ気室ばっ気停止の状況		
					

8. 今後の課題

- 台帳の完全突合と維持管理

台帳整備が県の責務となったことで、台帳突合に業界の協力が一層得られるようになったことから、早期に未突合のものの突合を完了させるとともに、管理者変更・休止等による台帳の更新と新設分の突合を続けていかなければならない。

- 無届浄化槽の発掘

無届浄化槽は、これまではほぼ保守点検・清掃業者からの情報提供で明らかになることが多かったが、ある町で、町担当者と一緒に全数調査したところ、業者が把握できていない浄化槽が多数判明した。このような例もあるので、市町村の水道台帳と下水道台帳、協会の浄化槽台帳と保守点検・清掃業者の汲み取り台帳を紐づけ、水道を使用している下水道や浄化槽、汲み取りでもない世帯の洗い出しをすれば発見は可能と考えられる。最終的にこれを実施すれば台帳整備は完了し、新設分突合と更新作業のみとなると考えている。

- 保守点検業者の透視度精度管理

書類検査で効率化検査の実施を判断する重要な項目である透視度が、業者、管理士ごとにばらついているので、透視度測定の精度管理を今後促していく。

- 浄化槽整備推進と人口減少時代のし尿処理施設等整備

浄化槽の整備が進むと人口は減少しているのに浄化槽が増え、し尿処理施設等には薄い汚泥が大量に持ち込まれることとなり、処理施設整備と施設の維持管理に大きな費用が発生することとなる。今後、市町村がし尿処理施設等を整備する場合、処理施設と汚泥濃縮車をセットで整備し、清掃業者に原則汚泥濃縮車の使用を義務付けるなどすれば、濃縮した汚泥を投入することになり過大な施設整備を防ぐことができる。今後の浄化槽整備推進と併せ、市町村の課題と考える。

9. まとめ

鹿児島県では、工事業も管理業も適正に業務を行うという意識が高く、それは7条検査・11条検査の適正率にも表れている。それでも、漏水や無管理等の要改善浄化槽が割合は少ないとはいえ発生するため、行政指導で改善を促している。また、法定検査受検拒否についても令和2年度からの継続した指導により受検される割合が高くなってきている。

11条検査受検率は令和2年度で42.6%と九州最下位だが、移行期間を経れば80%以上にすることはそれほど困難ではないと考えている。また、行政や業界との協力関係も非常にうまく機能しており、浄化槽が鹿児島県の生活環境と公衆衛生の向上に大きな役割を果たしていると考えている。

しかし、無管理や受検拒否となる原因に経済的な理由が増えており、今後、浄化槽が人口減少高齢化社会でも持続可能な生活排水処理施設となるためには、維持管理に関しても行政が関与していく必要性を強く感じている。